

## 函館市町会備品設備整備費補助金交付事務取扱要領

### 1. 趣旨

この要領は、函館市町会備品設備整備費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施運用および解釈に必要な事項を定めるものとする。

### 2. 要綱の実施運用および解釈

#### (1) 購入、設置とは（第3条関係）

単に備品設備の購入費、設置費だけではなく、設置に係る手数料や設置に伴う工事費（簡易な配線、配管工事等）も含むものとする。

#### (2) 地域の祭りで使用するため町会が所有している物品の修繕とは（第3条関係）

具体的には太鼓の貼り替えなどを想定している。ただし、団体の自助努力で行うことができる簡易・小規模な修繕ではなく、修繕の結果、明らかに新規購入した場合と比べて同程度の状態にされたことがわかる大規模な修繕に限る。

#### (3) 補助対象経費から除外するものの補足説明（第5条関係）

##### ・建築物

原則、建築物は対象外とするが、基礎工事の伴わない簡易物置は対象とする。

##### ・建物と実質一体とみなせるもの

トイレ、畳、カーペット、襖、アコーディオンカーテン、太陽光パネル、埋込式のエアコン等

##### ・中古品

本制度は、備品設備（原形のまま比較的長期の反復使用に耐える物品）の整備を対象としている。中古品については、一般的に、価格設定の適正性および耐用年数が明確でないことから対象外とする。

- ・乗用式の車両

乗用式の車両は、汎用性が高いと考えられることから対象外とする。

- ・世帯内に設置されるもの

基本的に世帯内に設置することは、特定個人の利用と誤解を招くことから認めない。ただし、特別な事情がある場合（町会館等の団体所有施設がなく、整備した備品設備の保管場所として使用する場合など。）は除く。

- ・その他市長が補助金の交付が適当でないと認めるもの

原則、一般財団法人自治総合センターが実施する一般コミュニティ助成事業に準拠するものとする。ただし、防災目的の備品は、補助対象経費に含めるものとする。

(4) 整備計画書の提出（第7条関係）

補助事業者は、整備計画書を提出するにあたって、事前に各町会の意思決定機関（総会や役員会など）の承認を得るものとする。

(5) 備品設備の管理（第10条関係）

整備した備品設備には、市が指定するシールを貼付表示するものとする。ただし、シールの貼付が困難なものは除く。

また、整備した備品設備は、函館市補助金等交付規則第26条に基づき、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

(6) 町会館Wi-Fi設備整備事業（第13条関係）

町会館Wi-Fi設備整備事業の補助対象経費は、屋外からの引き込みや屋内配線などインターネット接続工事費ならびにルーターやアクセスポイントなどネットワーク機器の購入費および設置費など、町会館のWi-Fi設備の整備に要する経費とする。ただし、Wi-Fi設備に接続するパソコンなどの端末購入費、回線やプロバイダ利用料、保守費用などのランニングコストは、対象外経費とする。

附 則

この要領は、函館市町会備品設備整備費補助金交付要綱の施行の日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月14日から施行する。